

令和7年度 一般財団法人日本鯨類研究所 水産資源の持続的利用に係る広報事業
公募要領

一般財団法人日本鯨類研究所（以下、「日鯨研」という。）は、水産資源の持続的利用に係る広報事業（以下「広報事業」という。）の実施者を広く一般から募集いたします。実施を希望する方は、本要領に従いご応募ください。

なお、本公募は、令和7年度予算の交付決定が行われることを前提に行うものであるため、交付決定された予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更がありますので、あらかじめご承知おきください。

1. 趣旨

日鯨研は、広報事業として鯨類資源の科学的調査等における成果の発信や捕鯨文化等の啓発を行っていますが、高度な技術的知見の活用や複数の事業者等との調整等、日鯨研が単独で実施することが困難な事業について本事業の成果をより発現させるため、その一部を補完する具体的な目標を設定した取り組み方法を提案・実施するとともに、効果測定を含んだ実施報告書を作成する受託者を広く一般から募集します。

2. 事業内容

1) 鯨類の持続的利用や資源管理、捕鯨文化等についての国内外向け啓発・情報発信業務：

商業捕鯨再開後も科学的根拠に根ざした「捕鯨業」を持続的に継続していくためには、国民の理解を得ることがきわめて重要です。日本が推進する科学的根拠に基づく海洋水産資源の持続的利用という基本的な考え方に沿って行われている捕鯨業や捕鯨業を支える調査研究について、また、歴史ある鯨食を含む捕鯨文化等について、国内外に広く発信して理解を深めてもらうための企画を募集します。

特に、今後の日本を担うZ世代の若者や大学生への啓発・普及効果が見込まれる企画を希望します。

2) 日鯨研の広報趣旨に従い、日鯨研が主催または出展するにふさわしい企画展、イベント等の提案及び係る協力業務：

海洋水産資源の持続的な利用や歴史ある鯨食を含む捕鯨文化等について、国内外に広く発信するとともに、改めて日本人と鯨の関係を認識・再考し、捕鯨を次世代へと継承していくための企画を募集します。なお、イベント等の開催の場合、原則として日鯨研が主催、応募団体は共催/協力となります。

特に、捕鯨に縁のある地域での企画を希望します。

3) 若い世代向けの鯨料理教室及び栄養士、調理師や学生向けの鯨食セミナーの開催：

次世代の若者への鯨食普及を推進するため、例えば、鯨食に縁のある地域等での行事食等の伝統的な鯨料理を若い世代の親子に伝えると共に、多くの人に鯨の食体験を付与できる調理師、学校給食等のメニュー設計を担う人材である栄養士や栄養士を目指す学生等をターゲットとする鯨料理・栄養教室やセミナーを効果的に開催するためのWebや印刷物を使った企画を募集します。

特に教室やセミナーの開催後、学校給食や学食等に引き続き鯨食を提供できるような企画を希望します。

4) 児童・生徒・学生を対象とした「くじら博士の出張授業」の開催：

日鯨研では水産資源である鯨類の持続的利用についての理解を深めてもらうため、例えば、鯨の生態、捕鯨業、鯨類科学調査や鯨食を含む捕鯨文化の紹介等の出張授業やセミナー等を小学生から大学生、並びに親子を対象として開催しています。当該企画を実現するための事務局の役割を果たしてくれる団体等を募集します。事務局の役割としては授業対象選出方法等の立案や調整業務、授業の副教材等の作成、授業当日のアシスタント業務及び授業実施日またはその前後で鯨料理を学校給食等として体験させるための調整を含みます。日本全国で25校を最大実施校数として予定。

特に授業対象先と円滑な調整が出来、当日の講師アシスタントを円滑に行うことを希望します。

[参考]

令和6年度実施場所：

宮城(1)、栃木(1)、埼玉(2)、千葉(1)、東京(2)、神奈川(3)、和歌山(3)、兵庫(2)、広島(3)、山口(1)、長崎(2)、熊本(1)、沖縄(3)

5) 学校給食、地域住民への啓発や医療関係等での公益需要における鯨肉普及のための企画及び業務 (公益需要助成事業)【費用の一部助成】

商業捕鯨の一時停止から30余年が経過し、鯨料理の喫食経験を持たない世代が年々増加しています。このままでは鯨が食べ物としての選択肢から排除され、日本は商業捕鯨再開の意義を失い、日本が標榜する水産資源の持続的利用の実現も困難となります。早急に、鯨肉需要の回復を図り、国民生活に商業捕鯨による鯨食を定着させることは喫緊の課題です。

本事業は捕鯨や鯨食文化を広く国民に知ってもらうための広報業務の一環として、捕鯨や鯨食文化を広く国民に知ってもらうため公益性の高い需要に対して掛かる費用の一部を助成することにより、公益需要の確保を図り鯨類資源の適切な管理と利用に寄与する企画を希望します。

3. 応募資格：

本事業への応募資格者は民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とするほか、複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した任意団体（民法上の組合に該当するもの。以下「協定機関」という。）による応募も可とします。この場合、本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た規約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書、又は構成する全ての団体間での契約締結書等を予め作成し、当該団体を代表する機関を定める必要があります。

なお、いずれの応募者であっても次のすべての条件を満たすものとします。

- 1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2) 本事業にかかる経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準じるもの）を備えているものであること。
- 3) 本事業全体及び契約金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 4) 本事業で得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

- 5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店、もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

※2. 5) の公益需要助成事業に係る応募資格、事業対象経費等の条件は別紙1をご確認ください。

4. 事業対象経費

1) 上限額：1 提案の上限は800万円（税込）とします。

2) 事業対象経費の範囲

- ・人件費：事業に直接従事する事務局職員等の作業時間に対する給料とその他手当。
 - *人件費の算定にあたっては、所属団体等の規定等の提出が必要。規定のような算定基準がない場合はご相談ください。
 - *従事者ごとに当該事業の業務日誌の作成が必須。

- ・賃 金：事業を実施するために新たに発生する業務（情報収集・整理、鯨食普及補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働対価（日給、時間給及び法定福利費）。
 - *単価については事業実施団体の賃金支給規則や県、市町村の規定による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。
 - *課題提案書には賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要。加えて、雇用者ごとに当該事業の作業日報や雇用関係書類の作成が必須。

- ・謝 金：事業の実施に必要な指導、助言を受けるために依頼した専門家等の謝礼として支払われる経費。謝金単価は事業実施主体の内部規定等により明確であり、金額が社会通念上妥当であること。

- ・旅費/交通費：事業実施者が行う活動の実施に必要な移動に係る旅費（交通費、宿泊費、日当等）及び交通費。
 - *事業者が定める旅費規程等により最も経済的・合理的な経路により算出すること。
 - *規程等がない場合は同地域における同業種・同規模団体等の運用を参考とし、ルールを策定すること。
 - *グリーン車やクラスJ・プレミアムクラスの料金は対象外とします。
 - *航空運賃等については、安価なチケットの購入に努めること。
 - *出張は必要最小限の人数で実施し、いつ、どこで、誰と何をしたかを記載したものを提出すること。

- ・消耗品費：事業実施のために必要な消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に要する経費。
 - *証憑書類（見積もり、納品、請求書、領収証等）の提出が必須。

- ＊購入する数量は必要最小限にとどめ、事業終了時に使い切ることが原則。
- ＊事業終了時点での未使用残存品は対象外です。

- ・その他：労働派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、文献購入費、通信運搬費、印刷費、印刷製本費、会議費（飲み物や簡素な茶菓のみ）、レンタル費用等。
- ＊購入等に係る証憑書類（見積もり、納品、請求書、領収証等）の提出が必要。

3) 事業対象としない経費

- ・契約日より前の発注、購入、契約等により発生した経費。
- ・事業の期間中に発生した事故及び災害処理のための経費。
- ・パソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費。
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4) その他

- ・経費の支払いは事業終了後の精算払が基本ですが、事業の遂行状況により契約金額の一部を概算払いとして支払い、事業終了時に精算することも可能です。
- ・提案が採択され、契約・事業完了後に何らかの理由で残金が生じた場合は返金となり、別途変更契約書の締結が必要となります。

4-2. 事業対象経費（2. 事業内容5）の業務）

公益需要助成事業の事業対象経費については 別紙1参照。

5. 応募期限及び提出先：

1) 提出期限

令和7年2月20日（木）

※応募状況等により、追加で公募を行う場合があります。追加で公募を行う場合は改めて日鯨研ウェブサイトにてお知らせします。

2) 提出先

電子メール：webmaster@icrwhale.org

3) 提出方法

a) 送付方法： E-Mail（添付ファイル）で提出。

b) 必要書類： 1) 応募申込書

1部

2) 課題提案書*

1部

3) 提出者の概要がわかる資料：

1部

*課題提案書のフォーマットは様式2を利用のこと。また、積算内訳は別紙として提出してください。

提出者	資料
企業等（株式会社、有限会社、合同会社等、企業組合）	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人等）	定款、貸借対照表、正味財産増減計算書（又は収支計算書）、パンフレット等
協同組合等（協同組合、協同組合連合会等）	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
独立行政法人等（独立行政法人、国立大学法人等）	業務方法書、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
その他任意団体（協議会、グループ等）	規約書、構成員名簿、財政状態がわかる資料等

*1つの団体が複数の事業分野に応募する場合、必要書類の1と3は1部、事業提案書は事業別に提出してください。また、請負団体等の事業実施期間には、事業の策定、準備、実施及び効果測定、報告書（実施内容と収支）の提出が含まれます。

*協定機関による提案の場合は、協定機関を構成する全ての団体の同意を得た規約書（協定書、契約締結書等）と、協定機関を構成する団体について上表の資料を提出願います。

4) その他注意事項

- ・応募申込書、課題提案書、提出者の概要がわかる資料（以下「課題提案書等」という。）が提出期限までに到達しなかった場合は、無効とします。
- ・課題提案書等の差し替えは、原則認めません。
- ・課題提案書の内容を確認する段階で、追加資料を求める場合があります。
- ・課題提案書等に虚偽の記載があった場合は、審査対象としません。また、審査後に虚偽の記載が確認された場合は、無効とし、契約等の取り消しを行います。
- ・課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却は行いません。
- ・提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査及び事業実施計画の協議以外には無断で使用しません。
- ・課題提案書等は英語での応募も認めます。

6. 選定方法等：

1) 審査方法

日鯨研が設置する審査委員会において、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について諮るものとします。

2) 審査等の観点

審査は、課題提案書、経費及び事業実施主体の妥当性等について、別紙2の審査基準に照らし審査するものとします。

3) 審査結果の通知・公開

審査委員会による審査の結果は、審査終了後、速やかに日鯨研から応募者に対して通知します。

審査結果の通知は、応募者の合否についてお知らせするものであり、申請経費の交付は、別途定める必要な手続きを経て正式に決定されます。

なお、審査委員会による指摘等がある場合には、課題提案書の一部が補助の対象として認められない場合があります。

4) 審査内容の非公開等

審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、採択者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する問い合わせには応じないものとします。

また、委員は審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられます。

7. 事業成果の報告及び発表：

事業の効果測定を含んだ事業成果及び契約に基づく事業費の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。また、本事業終了後に得られた事業成果について、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、採択後契約書で合意した期日までに成果物や事業及び会計報告書の提出ができなかった場合は、経費の支出は行いません。

8. 応募者名および採択者名の公表：

審査終了後、応募者名及び採択者名を日鯨研ウェブサイトに掲載します。

9. 成果品（著作権等）の帰属等：

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベース、印刷物等に係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等が発生した場合、その知的財産権は日鯨研に帰属します。

10. その他注意事項

不当要求やカスハラと疑われる行為が発生した場合には、速やかに関係機関に通報するとともに、当該行為が不当要求等と認定された場合は厳正に対処いたします。

別紙Ⅰ：公益需要助成事業の応募資格等

1. 応募資格

- ・本文3の応募資格のほか鯨製品の取り扱いに関する一定の知見を有すること。
- ・受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底できること。
- ・プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施できること。
- ・本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行できること。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗の報告をできること。

2. 実施内容

業務の目的を達成するため、下記内容をすべて実施すること。

1) 本業務の実施内容とそれに基づいた実施計画の作成及び提出等

- a) 本業務の目的を真に理解し明確なコンセプトを提示するとともに、その目的達成に向けた最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な実施内容を提出すること。また、その実施内容は、国民や民間事業者等に浸透・定着されるようなものであること。
- b) 実施内容は、鯨食に関する取組の普及啓発が見込める内容であること。
- c) 実施内容は、年間を通して継続的な事業展開が望めるものであること。
- d) 実施計画は、より多くの児童、生徒及び保護者が鯨食に関心を持ち、自宅以外においても、鯨食という選択肢が広げられるための有効な実施内容であること。

※実施に当たり計画段階から委託者と内容確認し、内容等について委託者の要望に応じて修正を行うこと。

3. 事業対象経費

1) 上限額は185,000,000円以内（税込み）とします。

2) 事業対象経費の範囲

a) 鯨肉代

下記の4.の区分に掲げる割合分のみ対象

b) 人件費

本文4の2)に同じ

c)賃金

本文4の2)に同じ

d)その他直接事業に必要な経費(保管料、運賃、送金手数料、管理費)

4.助成業務

受託者は下記の区分に基づき、公益的目的利用の取引先(以下「取引先」という。)から所定の申請書を受領し、記載内容を精査の上、製品部位及び販売数量を確定し、配送及び請求処理等販売処理手続きを行い、毎月ごとに集計した概算助成金額を委託者に請求する。実施後は所定の実施報告書を受領し、歩留まり等記載内容を精査し助成対象使用数量及び助成額を確定し精算する。

なお、助成金の上限額は予算の範囲内とし、予算に達した時点で助成販売は終了するものとし、委託期間内に実施報告書の受領のできない案件については助成対象外とする。

1)学校給食枠

教育委員会、学校又は学校給食の加工・調理等を目的とする団体。

- a) 販売計画の承認申請にあたっては、教育委員会、学校又はこれに準じる団体の申請書を添付する。
鯨肉代の助成金額は市販用価格の3分の2。

2)医療枠

医療機関又は医療目的のために必要な鯨肉の購入を希望する団体

- a) 販売計画の承認申請にあたっては、医療目的のために鯨肉を必要とする医療機関又は医師の要望書を添付する。

鯨肉代の助成金額は市販用価格の2分の1。

3)地域住民配分用

委託者が鯨食文化、捕鯨との係り合いが強いと判断した地方自治体で、購入を希望する地方自治体。

- a) 地方自治体が公費を持って購入するものに限る。
b) 地方自治体は当該支払いに当たり、事前に受託者に文書にて支払い明細を通知する。

鯨肉代以外の経費のみ助成対象

4)啓発事業用

鯨食文化の普及・啓発を目的とする活動を行う団体

- a) 事業計画を添付のうえ、実施団体の長より承認申請を行う。

鯨肉代以外の経費のみ助成対象

5)事業給食用

自衛隊、給食施設、配食サービス事業所等事業者向け給食事業を営む者。

鯨肉代以外の経費のみ助成対象

5.事業実施期間

平成8年3月25日までに完了

別紙2：審査基準

審査項目	審査項目の詳細
1. 事業内容及び実施方法	A) 事業の目的、趣旨との整合性 ・本要領の事業目的との整合性があるか、日鯨研の事業目的に貢献するか ・国の政策方針に合致しているか
	B) 事業内容の妥当性 ・本要領の事業内容に対して妥当なものとなっているか
	C) 事業計画の適切性 ・事業実施スケジュール（計画・工程）は適切か
	D) 実施方法の効率性 ・効率的な実施方法であるか （人員の配置や支出経費が効率的か）
	E) 実施内容の納得性 ・本要領の目的を達成するための効果的な独自提案がなされているか
2. 事業の効果	A) 事業評価手法の具体性 ・事業効果の評価手法が具体的に示されているか （目標に対する実績の対比と要因分析が行われているか）
	B) 事業の効果を高めるための工夫 ・事業の効果を高めるための工夫がみられるか
3. 事業実施主体の適格性	A) 実施体制の適格性 ・事業実施体制は適切か （責任者が特定されているか）
	B) 知見・専門性等の有無 ・提案事業に関して実績を有するか
	C) 経理処理能力の適格性 ・経理事務及び業務の処理能力があるか （責任者が特定されているか）